

岡崎市社会福祉事業功労者顕彰要綱

(趣旨)

第1条 この顕彰は、多年社会福祉の推進に尽力し、その功績の顕著な者及び社会福祉事業の推進に寄与した者又は団体等を顕彰して、その功労に報いるとともに今後の社会福祉事業の進展に寄与しようとするものである。

(顕彰の種類及び区分)

第2条 顕彰は市長顕彰及び社会福祉協議会会長（以下「協議会会長」という。）顕彰とし、顕彰の種類は感謝とする。

2 顕彰の区分は福祉功労、福祉勤続功労、篤志功労及び篤行功労とする。

(顕彰の対象、基準及び推薦手続)

第3条 顕彰の対象及び基準は、別表に定めるところによるものとし、顕彰の対象となる個人又は団体を推薦する者は、同表に定める顕彰候補者推薦書を市長又は協議会会長に提出するものとする。

(顕彰の除外)

第4条 福祉功労顕彰及び福祉勤続功労顕彰の対象者は、岡崎市職員を除くものとする。

2 県設置及び市外の社会福祉法人設置の施設等に従事する者は岡崎市内の施設に従事していた通算期間とする。

3 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、対象から除外するものとする。

(顕彰の方法)

第5条 顕彰は、原則として毎年1回社会福祉事業功労者顕彰式において、これを行う。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

(顕彰者の決定)

第6条 顕彰の決定は、顕彰候補者審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて行うものとする。

2 審査会は、会長、副会長及び委員で組織する。

3 会長は福祉部長を、副会長はこども部長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 福祉政策課長
- (2) ふくし相談課長
- (3) 障がい福祉課長
- (4) 長寿課長
- (5) 介護保険課長
- (6) こども育成課長

- (7) 子育て支援室長
 - (8) 保育課長
 - (9) こども家庭センター長
 - (10) こども発達相談センター所長
 - (11) 社会福法人岡崎市社会福祉協議会事務局長
 - (12) その他会長が必要と認める者
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 7 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところとする。
- 9 審査会の事務局は、福祉政策課内に置く。

(顕彰の特例)

第7条 第3条に定める者又は団体等のほか、市長又は協議会会長が特にその功績が顕著で必要と認めた場合は、直接選考することができる。

(顕彰の基準日)

第8条 顕彰の基準日は、毎年12月1日とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月11日から施行する。

別表（顕彰の対象及び基準）

区分	細区分	市長顕彰	推薦書 様式	協議会会長顕彰	推薦書 様式
福祉功労	1	岡崎市の社会福祉に関する附属機関の長を通算10年以上務めた者	様式1	岡崎市内の社会福祉団体の役員として通算10年以上従事した者	様式5
	2	岡崎市内の社会福祉団体の役員として通算15年以上従事した者で、過去に右欄の顕彰を受けた者			
	3	岡崎市内の社会福祉団体の長として貢献した者			
	4	岡崎市民生委員児童委員協議会の会長として貢献した者			
	5	岡崎保護区保護司会の会長として貢献した者			
福祉勤続功労	6	岡崎市内の民生委員児童委員の現職にあり、その在職期間が9年以上である者で、過去に右欄の顕彰を受けた者	様式2-1	岡崎市内の民生委員児童委員の現職にあり、その在職期間が6年以上である者	様式6-1
	7	岡崎市内の保護司の現職にあり、その在職期間が9年以上である者で、過去に右欄の顕彰を受けた者		岡崎市内の保護司の現職にあり、その在職期間が6年以上である者	
	8	岡崎市内の社会福祉団体又は社会福祉施設の職員として、休職期間を除き通算15年以上従事した者で、過去に右欄の顕彰を受けた者	様式2-2	岡崎市内の社会福祉団体又は社会福祉施設の職員として、休職期間を除き通算10年以上従事した者	様式6-2
篤志功労	9	岡崎市内の社会福祉施設又は社会福祉団体等に50万円以上の金品を寄附した者（寄附の累計額が基準に達した場合も含む）	様式3	岡崎市内の社会福祉施設又は社会福祉団体等に30万円以上の金品を寄附した者（寄附の累計額が基準に達	様式7

	10	再度の顕彰の対象は、前回の顕彰以降 1 回又は累計で100万円以上の金品を寄附した者		した場合も含む)	
篤行功労	11	岡崎市内において社会福祉に関わるボランティア活動を 1 年に12回以上で5年以上又は 1 年に 1 回以上で10年以上継続して行っている者で、過去に右欄の顕彰を受けた者	様式 4	岡崎市内において社会福祉に関わるボランティア活動を 1 年に12回以上で 2 年以上又は 1 年に 1 回以上で 5 年以上継続して行っている者	様式 8

備考

- 1 社会福祉団体とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 社会福祉法人
 - (2) 更生保護法人
 - (3) 社会福祉を直接的に推進する団体
- 2 役員とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 社会福祉法人及び更生保護法人の定款に定める理事、監事又は評議員（社会福祉法人における評議員については平成29年 4 月 1 日以降の従事期間が対象）
 - (2) 1 (3)に掲げる社会福祉団体の規約等に定める役員
- 3 物品による寄附の場合は、価格を時価相当額に換算するものとする。
- 4 篤志功労区分を除き、市長顕彰を受けた後は、同一細区分内での再顕彰はしない。